

弁護士会の福利厚生

第4回 日本弁護士国民年金基金のご案内

厚生委員会副委員長 後藤 啓 (50 期)

日本弁護士国民年金基金についてご案内します。

1 日本弁護士国民年金基金とは

ご承知のことと思いますが、弁護士は、サラリーマン（厚生年金）や公務員（共済年金）と異なり、老齢基礎年金しかありません。

夫婦二人の老齢基礎年金合計額は現時点で約13万円（40年保険料を納めた場合）で、老後に夫婦でゆとりある生活をするのに必要とされる資金額は月37万円と言われています（生命保険文化センター「生活保障に関する調査」平成22年度）。

そうすると、弁護士の老後の安心のためには、何らかの対策を講じる必要があります。その一つの方策が、今回ご紹介する日本弁護士国民年金基金です。

2 加入のメリット

日本弁護士国民年金基金のメリットは以下のとおりです。

① 終身年金が基本だから安心

② 税制上の優遇措置がある

- 年額81万6千円までは全額所得控除ができます。
- 受け取る年金には、公的年金等控除が適用されます。
- 遺族の方が受け取る一時金は非課税です。

③ 制度が分かりやすく年金設計の自由度が大きい

- 口数制なので、受給予定年金額や月額掛金額など自分に合った年金プランを自由に設計できます。
- 加入途中で口数単位を増減できます。

④ 万一の場合は、遺族一時金が支給される

保証付の年金を選んだ場合には、万一、早期に亡くなった場合にも、家族に一時金が支給されるので、もしもの時も安心です。

⑤ 納めた掛金は全て年金につながる

納めた掛金は、全て年金に反映されます。だから、途中で加入資格を喪失して基金を脱退しても掛金が掛け捨てになりません。

3 加入資格

- 20歳以上・60歳未満の国民年金第1号被保険者である弁護士と弁護士業務を補助する人が加入できます。
- 弁護士であっても弁護士法人の社員・任期付公務員・非居住者など第1号被保険者でない人は加入できません。
- 国民年金の保険料を免除されている人は加入できません。

4 基本の仕組み

加入後、60歳到達前月まで掛金を払い込みます。

65歳から年金を受給します（型により60歳から受給するものもあります。）。

5 設計方法

- 掛金額から設計することも、年金受給額から設計することもできます。
- 1口目を遺族一時金の保証期間があるA型とそれがないB型から選びます。
- 2口目以降は、終身年金であるA型・B型、確定年金であるⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型から型と口数を選びます。
- 2口目以降は任意です。
- 1口目と2口目以降の掛金月額合計は6万8千円が上限です。
- 2口目以降は増口（年度内に1回）、減口（1口以外は何口でも可。但し、前納の年度は不可）が可能です。

- 具体的な掛金額，給付額，型の内容，シミュレーションについては，日本弁護士国民年金基金のホームページでご確認ください (<http://www.bknk.or.jp/index.html>)。

6 特定加入員制度

今年4月1日から、『特定加入員制度』が新たにスタートすることになりました。

これは，日本国内に居住する国民年金の高齢任意加入被保険者（60歳以上65歳未満）で弁護士及び弁護士業務補助者の方が，60歳未満での現行国民年金基金制度の加入の有無にかかわらず，加入できる新たな制度です。

現行制度と同様，節税効果を図りながら年金額の充実を図るメリットがありますので，対象の方はご検討ください。

* * *

以上，スペースの関係で，概略的な説明しかできませんでしたが，メリットのある制度ですので，一度ご検討されてみてはいかがでしょうか。

***お問い合わせ先**

日本弁護士国民年金基金

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

TEL 03-3581-3739 FAX 03-3581-3720